

議会運営委員会記録

1. 期日 平成 29 年 6 月 27 日(火) 開会 13 時 30 分
閉会 13 時 58 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
①平成 29 年第 1 回二宮町議会臨時会の運営について
②「二宮町議会運営の先例及び確認」への追加事項について
4. 出席者 杉崎委員長、渡辺副委員長、前田委員、二宮委員、野地委員、添田委員
二見議長
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 3 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過
議長あいさつ

①平成 29 年第 1 回二宮町議会臨時会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。平成 29 年第 1 回二宮町議会臨時会の運営について議題とする。執行者側より説明をお願いします。
- 総務課長 資料に基づき説明(平成 29 年第 2 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)
議案発送は平成 29 年午 6 月 30 日(金)の午前中を予定している。
- 委員長 これより質疑に入るが事前審査にならない程度にお願いしたい。
- 二宮 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受けたとあるが、要求に対して 100%の補助金なのか。
- 委員長 それは、本会議の質疑で。
- 二宮 実施するイベントの内容は決まっているのか。
- 委員長 本委員会では、審議案件として採り上げるかどうかを決定するものである。内容についてはそれぞれ本会議で説明もあるため本会議でお願いしたい。
ほかになれば、事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。

局長 資料に基づき説明（平成 29 年第 1 回二宮町議会臨時会議事及び会期日程（案））

委員長 議事及び会期日程案について、局長の説明のとおりでよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

②「二宮町議会運営の先例及び確認」への追加事項について

委員長 お手元に配付された二宮町議会運営の先例及び確認事項について、「5. 上記期間において、二宮町議会オリジナルポロシャツの着用を可とする。」と「6. 議員は公務に際し、議員章を着用する。ただし、屋外での事業など、スーツ・ジャケットを着用できない場合においてはこの限りではない。」の2点を追加したい。6については以前、野地議員から半ズボンでも云々という意見もあったが、あまりにも細かくするのもどうかと思い、これだけ書いてあれば良いと考え提案するがいかがか。

野地 5において、本会議を含むと理解するが、議員章について記載がないようだが。

委員長 6に議員は公務に際し、議員章を着用するとある。

野地 6は屋内については議員章をつけるという意味で、ポロシャツでも議員章はつけるという理解でよろしいか。

委員長 そうではない。

野地 では、6の屋外という部分は必要ないということか。

委員長 例えば、ごみゼロキャンペーンや体育祭、消防の行事などは通常正装では行かない。そのような場合をすべて列挙することはできないためこのような表現になっている。

野地 この内容は、屋内の場合は議員章を必ずつけるということではないのか。

委員長 そうだが、皆さまの認識として、ポロシャツに議員章をつけることについてどう思うか。私は不要だと考える。ジャケットを着た場合は、ジャケットにつけるという意味である。

議長 私は、先輩議員に議場と委員会室には、議員章はつけて入らないといけませんが、中で着席してジャケットを脱ぐことはかまわないと教えられた。

委員長 上着を持っていない場合はどうするかという問題もあるが。

野地 この文章からは、皆さんが想像できることが多く、この場合は、ではこの場合とは、あまり確認事項にならない表現だと思う。もう少し単純に、オリジナルポロシャツ以外は襟付きだとしても不可等はどうか。

委員長 オリジナルポロシャツは正式名称でいうと何シャツか。

添田 シャツの名称は極めて曖昧で、日本人のポロシャツはヨーロッパではTシャツと呼ばれるわけでこのポロシャツという表現が正しいのかどうか。

委員長 今回作成したオリジナルのシャツの着用が可ということ为先例及び確認事項に盛り込みたいわけである。

議長 露木議員がシャツ作成の際に平らな襟のポロシャツとボタンダウンのシャツという区分けをしたがそこまで区別する必要があるのか。

添田 本当は、ワイシャツという表現を入れたいが、これまでワイシャツでない下までボタンがあるシャツを着て来ている議員がいた。

野地 あくまでも、議員個人の見識・常識の中で判断をして、町民の方がどう思うかは別であれば、着たい方は着ればよいし、着たくない方は着なければいいと思うが、あえて言うのであれば、議場に入る際は上着を着用することとすればよい。極端にいうと、上着を着て入れればシャツはほかのシャツでもよいということである。

委員長 ほかのシャツではダメである。

添田 明確に書くべきで、「上記期間において、二宮町議会オリジナルシャツの着用を可とする。ただし、議員章の着用をしなくてもよい。」とすればよいのではないか。

休憩 13時44分

再開 13時56分

委員長 5について、「オリジナルポロシャツ」を「オリジナルシャツ」とし、6については文言の修正はなくこのままでよろしいか。

添田 6に議員章はスーツ又はジャケットに着用するという内容を追加しなくてよいのか。

委員長 常識であるため不要と考える。

添田 議員章はスーツ又はジャケットの内容を追加してしまうと女性議員が困ることになるか。

委員長 女性議員はスーツやジャケット以外にも議員章をつけることがある。それでは、先ほどの内容で議会運営委員会の結論とし、議会全員協議会で報告するということよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

閉会 13時58分